

## 第104号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 1 条 職員の給与に関する条例 ( 昭和26年島根県条例第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第15条の 5 第 1 項中「 ( 法第16条第 1 号に該当する場合を除く。 ) 」を削る。

第15条の 6 第 2 号中「 ( 法第16条第 1 号に該当して失職した職員を除く。 ) 」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第15条の 7 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

( 職員の退職手当に関する条例の一部改正 )

第 2 条 職員の退職手当に関する条例 ( 昭和29年島根県条例第 8 号 ) の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 2 号中「 ( 同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。 ) 」を削る。

第10条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第10条の 3 の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第10条の 4 第 1 項第 1 号並びに第10条の 6 第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

( 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正 )

第 3 条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 ( 平成31年島根県条例第 9 号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「 ( 法第16条第 1 号に該当する場合を除く。 ) 」を削る。

( 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部改正 )

第 4 条 島根県青少年の健全な育成に関する条例 ( 昭和40年島根県条例第21号 ) の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 前号の義務を適正に履行することができる者であること。

(島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 島根県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第4号中「両下肢」を「両下肢」に改め、同項第5号中「1上肢」を「1上肢」に、「1下肢」を「1下肢」に改め、同項第6号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第7号中「両下肢」を「両下肢」に改める。

第8条第3項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第8条第3項第2号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第9条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)

の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第24条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した教育職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで及び第6条から第9条までの規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。次項において「整備法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項及び次項において「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第15条の5第1項及び第15条の6第2号（同条例第15条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 一部施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28

条第 4 項の規定により失職した教育職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第 8 条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第 24 条第 1 項及び第 24 条の 2 第 2 号（同条例第 25 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。